

**障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）  
両立支援環境整備に係る支給申請書提出時チェックシート**

## 1 提出書類

	提出書類	チェック
①	障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース） 環境整備助成支給申請書（様式第 a-5号）	<input type="checkbox"/>
②	導入した両立支援制度の内容が確認できる以下のいずれかの書類（写） (イ) 制度を明示した労働協約 (ロ) 制度を明示した就業規則であって、次のいずれかに該当するもの a 労働基準監督署等の受理印のある就業規則 b 従業員全員に周知されたことが確認できる書面が添付された就業規則 （常時 10 人未満の労働者を使用する事業所に限る。）	<input type="checkbox"/>
③	企業在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーターを配置したことが確認できる書類 a.養成研修を受講し、修了したことを証明する書類（修了証等） b.養成研修を受講した労働者が配置した日から1年以上継続して雇用することが確実であることを証明する書類（雇入通知書、契約書等の写し） c.養成研修受講にあたって受講料、交通費、宿泊費が発生した場合は、当該費用を事業主が負担している証明書類（領収書等） d.養成研修受講期間中の賃金が全額支給されている証明書類（賃金台帳等）	<input type="checkbox"/>
④	両立支援環境整備実施状況報告書（様式第 a-5号別紙）	<input type="checkbox"/>
⑤	支払方法・受取人住所届（帳票種別 32850）	<input type="checkbox"/>
⑥	支給要件確認申立書（障害者雇用安定助成金）（共通要領 様式第1号）	<input type="checkbox"/>
⑦	支給申請書提出時チェックシート（本書の写し） 提出書類にチェックを入れてください。 ※原本は、事業所様で保管してください。	<input type="checkbox"/>

※①②③④⑥は、愛知労働局ホームページからダウンロードが可能です。

※審査において必要がある場合、上記書類以外にも書類の提出・提示を求められることがあります。

## 2 支給額について

配置する専門人材	事業主あたりの支給額
企業在籍型職場適応援助者	30万円
両立支援コーディネーター	20万円

**裏面もご確認ください！**

### 3 計画の変更について

認定両立支援制度活用計画書の記載事項等に変更が生じたときは、変更内容に応じて以下のイからハに定めるところにより変更後の両立支援制度活用計画について両立支援制度活用計画書を作成の上、両立支援制度活用計画（変更）申請書を提出して下さい。

イ 両立支援制度活用計画期間の変更

- a 計画期間の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。
- b 延長又は短縮後の計画期間が、変更前の計画期間の初日から起算して6か月以上1年以内の期間内とすること。

ロ 両立支援プラン概要票の内容を変更する場合

- a 制度内容の変更は、変更後の両立支援制度の導入予定日の属する月の前月末までに行うこと
- b 制度の内容の変更に伴い計画期間を延長又は短縮する場合は、延長又は短縮後の計画期間が、変更前の計画期間の初日から起算して6か月以上1年以内の期間内とすること。

ハ その他の変更

その他の変更については、両立支援制度整備計画の変更不要。

### 4 その他注意事項

○認定された両立支援制度活用計画に基づき、当該計画期間内に対象事業所に配置されている両立支援コーディネーターを活用し、両立支援プランを策定後、対象労働者に実際に適用した事業主である必要があります。

○過去に助成金（障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース））の直近の支給決定日の翌日から起算して3年間が経過している事業主である必要があります。